

当座勘定規定に盛り込む暴力団排除条項参考例の一部改正

(下線部分が改正箇所。)

改 正 後	現 行
<p>○。(反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この当座勘定は、第24条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第24条第2項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</p> <p>第24条(解約)</p> <p>①(略)</p> <p>② 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。<u>なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u></p> <p>1. 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>2. 本人が、<u>暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これら</u></p>	<p>○。(反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この当座勘定は、第24条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第24条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</p> <p>第24条(解約)</p> <p>①(略)</p> <p>② 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。</p> <p>1. 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>2. 本人が、<u>次のいずれかに該当したことが判明した場合</u></p> <p style="margin-left: 20px;">A. <u>暴力団</u></p> <p style="margin-left: 20px;">B. <u>暴力団員</u></p>

改正後	現行
<p><u>に準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</u></p> <p><u>A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p>3. 本人が、自らまたは第三者を利用して次の<u>いずれか一</u>にでも該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他AからDに準ずる行為</p> <p>③ 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p>	<p><u>C. 暴力団準構成員</u></p> <p><u>D. 暴力団関係企業</u></p> <p><u>E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u></p> <p><u>F. その他前各号に準ずる者</u></p> <p>3. 本人が、自らまたは第三者を利用して次の<u>各号</u>に該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他前各号に準ずる行為</p> <p>③ 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p>

改正後	現行
④ 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。	④ 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

以上